

令和2年8月21日

各社会福祉施設・事業所 代表者 様

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課長

「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」の改定及び
社会福祉施設等の感染防止対策の再確認、徹底について（通知）

日ごろより、県の保健福祉行政の推進にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、県では8月19日に新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議を開催し、直近の感染状況を踏まえ、別添のとおり「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」（以下「県対処方針」という。）を改定し、知事メッセージを発出しました。

社会福祉施設等においては、引き続き感染防止対策の再確認及び徹底を図るため、次のとおり対応くださいますようお願いいたします。

1 事業の継続について

各社会福祉施設等においては、これまでも感染防止対策を確認、徹底の上、サービス提供を継続いただいております。今後も引き続き適切な感染防止対策を講じ、必要なサービスが提供されるようお願いいたします。

2 感染防止対策の再確認、徹底とご留意いただく事項

本県では、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部として、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた社会福祉施設等の感染拡大防止対策の徹底について」（令和2年4月10日付け福子総第1020号通知、8月1日改定）をお示ししてきました。

また、別紙のとおり、高齢者施設において感染症が疑われる者が発生した場合の対応や感染者発生時の職員等の対応に係る留意事項を整理した、「社会福祉施設等における感染拡大防止対策」及び「新型コロナウイルス感染症が疑われる者が発生した場合の施設（事業所）の対応」をお示ししていたところです。

県内の社会福祉施設等において感染拡大を最小限にとどめるためには、いわゆる「三つの密の回避」「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を防止するための「新しい生活様式」の定着が必要です。

そのため、当面この対策の徹底が大変重要であり、この通知の内容を職員、関係者等に改めて周知徹底を図り、感染防止対策に万全を期すようお願いいたします。

また、感染が疑われる者が発生した場合には、保健所や事業所指定権者に報告・相談し、その時点での指示を仰ぐことを徹底してください。

なお、今後の状況により、「社会福祉施設等における感染拡大防止対策」及び

「新型コロナウイルス感染症が疑われる者が発生した場合の施設（事業所）の対応」の内容を修正する場合がありますので、随時お送りする事務連絡等にもご注意ください。引き続きお願いします。

3 県の取組について

上記「社会福祉施設等における感染拡大防止対策」及び「新型コロナウイルス感染症が疑われる者が発生した場合の施設（事業所）の対応」のほか、業界団体及び県が作成したチェックリスト及び業界団体が作成したガイドラインに基づき、感染防止対策を改めて確認、徹底してください。

また、今回の「県対処方針」では、引き続き県民に、県が普及している「感染防止対策取組書」が掲げられていない場所には行かないよう要請していることから、職員の皆様に徹底するとともに、社会福祉施設等においてもこの「感染防止対策取組書」をご活用ください。

なお、その他県の具体的な取組みについても、次のとおり改めてお示しますので、ご確認ください。

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策に取り組む介護事業所（介護サービス事業所・施設）に勤務する職員の皆さまへ（令和2年8月17日版）
- ・ 介護事業所のみなさまへ 新型コロナウイルス感染症に関するサポートのご案内
- ・ 高齢者施設における施設内感染対策のための自主点検チェックリスト

本事務連絡については、ウェブサイト「介護情報サービスかながわ」に掲載していますので御確認ください。

【掲載場所】

介護情報サービスかながわ

→ 書式ライブラリー

→ 11. 安全衛生管理・事故関連・防災対策

→ 新型コロナウイルス感染症にかかる情報

<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=1039&topid=22>

問合せ先

高齢福祉課

福祉施設グループ 電話 (045)210-4851

保健・居住施設グループ 電話 (045)210-4856

在宅サービスグループ 電話 (045)210-4840